

# II 開示や適用初年度の取扱いを中心に 収益認識基準の 会計処理ポイント

EY 新日本有限責任監査法人  
公認会計士 村田 貴広

## 【この章のエッセンス】

● 収益認識会計基準の適用初年度においては過去の期間のすべてに遡及する方法と適用初年度の累積的影響額を当期首の利益剰余金に加減する方法が選択適用可能である。適用初年度は会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の注記が必要である。

● 貸借対照表においては契約資産、契約負債または債権を適切な科目をもって貸借対照表に表示する。ただし、従来の「売掛金」「完成工事未収入金」等は契約資産と債権に区分して表示しないことも認められている。損益計算書では現在用いられている売上高、売上収益、営業収益等の科目を継続使用可能である。

● 適用初年度の取扱いとして原則的

な取扱いに従って遡及的適用する場合4つの適用可能な経過措置がある。適用初年度の取扱いとして期首剰余金に加減する方法を選択した場合に2つの適用可能な経過措置がある。消費税等の取扱いについても経過措置の定めがある。

● 日建連より収益認識会計基準の建設業の適用にあたっての留意事項等が公表されている。各社における実際の対応は担当の監査法人と十分協議のうえ実施する必要がある。

## はじめに

平成30(2018)年3月に公表された企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認

扱い等に論点を絞って記載している。また、文中の意見に関する部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げる。

### 適用初年度の四半期(連結)財務諸表における開示上の取扱い

#### (1) 比較情報の開示の取扱い

収益認識会計基準の適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、次のいずれかの方法により適用することとされている(収益認識会計基準84項)。

- ① 新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する方法(原則的な取扱い)
- ② 適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法(期首剰余金に加減する方法)

前記①の定めに従った場合、当期の四半期(連結)財務諸表の比較情報として表示される前期の四半期(連